



— 令和7年5月19日(月)10:30 北星学園大学にて調印式を開催 —

北星学園大学及び北星学園大学短期大学部と相互連携・協力に関する協定を締結

北海道行政書士会は大学と初めて協定締結 ～ 両者の人的・学術的資源の活用によって地域の発展に寄与

北星学園大学及び北星学園大学短期大学部(札幌市厚別区)と北海道行政書士会(札幌市中央区)は、法務実務と学術研究を融合させ、学生教育の充実や地域社会へ貢献することを目的とした「相互連携・協力に関する協定」を締結する。これに伴い5月19日(月)には、北星学園大学にて調印式を開催し、中村和彦学長と宮元会長が協定書を取り交わす。

両者は、これまでも行政書士による講義や、法務分野に関する学術交流などを展開。特に経済学部経済法学科の講義では、北海道行政書士会の講師派遣を受け、裁判外紛争解決手続(ADR)の「自主交渉援助型調停」についての実践的な学びを提供してきた。こうした協力関係をさらに発展させるため、両者は相互連携・協力に関する協定を正式に締結することにした。

今後は、協定を通じて実践的な法務教育の充実を図り、地域社会と連携した教育・研究の推進に取り組んでいく。主な取組としては、行政書士を外部講師とした講義や、行政書士と大学研究者との共同研究をはじめ、外国人相談会の通訳支援など学生が実務経験を積むことのできる機会を提供することなどを想定している。また、行政書士の専門性を活かした社会貢献活動を強化し、地域住民への法的支援にも寄与することなどを目指している。

◆調印式

【日時】令和7年5月19日(月)10:30～

【場所】北星学園大学 C館2階 第5会議室(札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号)

【出席者】〈北星学園大学〉学長 中村 和彦 ほか

〈北海道行政書士会〉会長 宮元 仁 ほか

※取材をご希望の場合は、お手数ですが下記の問い合わせ先までご連絡ください。

◆協定の目的

- ・学生教育への協力：法務実務を学ぶ機会の提供
- ・学術交流の促進：大学と行政書士による共同研究の推進
- ・地域社会への貢献：法務サービスの充実と市民への支援強化

◆連携・協力の主な取組

(1) 外部講師の派遣

行政書士を外部講師として派遣し、法律・経営・福祉に関する講義を実施

(2) 学生の実務教育の充実

行政書士会のネットワークを活かし、学生に実務の場を提供

(3) 学術交流・共同研究

行政書士と大学研究者が共同で研究を行い、実務に根ざした学問の深化を目指す

※報道関係者の方は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

[本件に関するお問い合わせ]

北海道行政書士会 事務局(高橋) 受付時間: 平日9:00～17:00

電話: 011-221-1221 FAX: 011-281-4138 E-mail: gyosei@mrd.biglobe.ne.jp